

各位

シチズン健康保険組合

理事長 宮本 佳明

組合規約一部（健康保険料率）変更の公告

令和2年2月26日付第42号（組合規約一部変更）をもって厚生労働省関東信越厚生局申請中であった標記については、認可されたので下記の通り公告する。

記

1. 規約の一部変更（保険料率の変更）について

申請：（令和2年2月26日付しち組第42号）

認可：（令和2年2月28日付関厚発0228第214号）

組合規約 第45条（保険料及び調整保険料の負担割合）

改定	現行
一般保険料及び調整保険料額の負担額の <u>95分の54.290</u> は事業主、 <u>95分の40.710</u> は被保険者にて負担する	一般保険料及び調整保険料額の負担額の <u>97分の55.430</u> は事業主、 <u>97分の41.570</u> は被保険者にて負担する

<参考>

改定内容：健康保険料率

	改定		現行	
	料率/1000	負担比率	料率/1000	負担比率
事業主	54.290	57.14%	55.430	57.14%
被保険者	40.710	42.86%	41.570	42.86%
合計	95.000	100%	97.000	100%

適用：令和2年3月1日（令和2年4月給与より新料率）

以上